



# 日刊労千葉

# 破防法の団体適用を許さない

思想・言論・結社の自由を侵害する破防法に反対する 2・23集会開催!

政府・法務省・公安調査庁は、サリン事件をおこしたとされているオウム真理教への国民の疑惑、怒りを利用して、破壊活動防止法の団体適用の道をきりひらこうとしています。

一月一八日には、団体適用にむけての第一回弁明手続きがおこなわれており、破防法をめぐる情勢はきわめて緊迫した状況にあります。破防法は、制定当時「治安維持法の再来」と国民から強い批判をうけたことからも明らかなように、国民の現在と未来を規定しかねない法律です。

こうした中、「思想・言論・結社の自由を侵害する破防法に反対する二・二三集会」が、東京・豊島公会堂で開催されました。

冒頭あいさつにたつた、治安維持法による横浜事件の被害者である木村亨さんは、「破防法は第二の治安維持法防法である、オウムの活動を口実として、一切の自由、人権を蹂躪しようとする破防法の団体適用を許してはならない」と発言。ついで、「警察国家はゴメンだ」と題する、第一回弁明のおこなわれた一月一八日の破防法反対一日行動のビデオが上映されました。

それから、「国家機密法に対する懇談会」世話人である映画評論家の白井佳夫さんをはじめ、キリスト者、学者、文化人、各界の各人士から発言がありました。

国際基督教大学教授の奥平康宏さんから「憲法からみた破防法」—オウム真理教への適用をめぐってーと題する講演がありました。

## オウムにあらず

集会での発言、講演を整理すると、

(1)オウム真理教の反人間的行為は断じて許すことのできないもの。到底宗教団体といえないもの。

行為に対してオウム真理教がその責任を厳しく問われることは当然。

(2)しかし、オウム真理教の責任を問うということ、違憲の

法律である破防法(団体解散)を適用するということは別の問題。

(3)既に警察による捜査と幹部の逮捕でオウム真理教は活動、

9年度方針 力ルト教団も対象

宗教団体の反発必至

情報集め大幅拡大  
人権めぐり論議の可能性

公安部が内部文書

労組や市民団体も対象

警察庁「騒動の混乱招く」の声

## 公安調査庁の組織再編

組織、財政等にわたって打撃を受け、宗教法人法による解散請求、更に社会的批判を受けて崩壊の淵に立っている。

(4)なぜ、こうした状況のなかで、破防法(団体解散)適用の決定をださなくてはならないのか

か。それは、破防法の適用を遮二無二追求してきた法務省・公安調査庁が、オウム真理教の組織的財政的解体を目前にして、

破防法団体適用の理由失うこと

をおそれたからではないか。

広範な

## 共同行動を

(5)宗教団体であるオウム真理教への破防法の団体適用は、左翼結社規制法といわれた破防法

を左翼運動のみならず労働運動

、在日朝鮮人運動、女性解放運動、市民・住民運動、宗教団体

等のすべての団体を対象とした

集会のまとめとしては、破防法時代の到来を阻止し、破防法の廃止にむけて、思想・立場を

こえて広範な共同行動の実現をめざすことが確認されました。

法時代の到来を阻止し、破防法の廃止にむけて、思想・立場をこえて広範な共同行動の実現をめざすことが確認されました。

では罪にならない行為を、犯罪の事前行為として未然に取締まつてしまおうというのが、破防法の眼目だからだ。

法時代の到来を阻止し、破防法の廃止にむけて、思想・立場を

こえて広範な共同行動の実現をめざすことが確認されました。

法律へとつくりかえようとするもの。

(6)破防法時代の到来は、国民の基本的人権の侵害だけでなく、警察、公安調査庁の権限の強化、国民の監視をもたらし、必ずや警察国家への道を急速におしすめる、なぜなら破防法の核心は思想・言論・集会・結社の自由等の否定にあるから。

破防法=第二の治安維持法を許さない！